**契　約　条　項**

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

３　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

５　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

６　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

７　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則(平成４年相模原市規則第９号)第３４条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

（４）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。この場合にあっては、直ちにその保険証券を発注者へ寄託するものとする。

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは当該保証が契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１００分の１０に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

５　受注者が第１項第４号の履行保証保険契約を締結する場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期(以下「保険期間の終期」という。)が契約期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して７日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を発注者へ寄託しなければならない。この場合において、保証の額は契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

６　契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第４条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その内容を明確にした文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

（業務実施計画書の提出）

第５条　受注者は、契約締結後、この契約に基づく業務の実施に先立って、仕様書に定める内容を記載した業務実施計画書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。

４　前項の再提出については、第１項及び第２項の規定を準用する。この場合において、第１項中「契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。

（統括業務責任者）

第６条　受注者は、契約締結後、速やかにこの契約に基づく業務の実施について統括業務責任者を選定し、業務に従事する者の指揮監督その他業務の遂行に必要な事務にあたらせるものとする。

２　受注者は、この契約の期間中は統括業務責任者を交替させてはならない。ただし、やむを得ない理由により交替が必要になった場合は、この限りではない。

３　発注者は、統括業務責任者がその職務について著しく不適当と認められるときは、受注者に対して当該統括業務責任者の交替を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　受注者は、この契約に基づく業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供し、若しくは漏洩し、又はこの契約に基づく業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

（著作権）

第８条　納品物のうち、プログラム(著作権法(昭和４５年法律第４８号)第２条第１項第１０号の２に規定するプログラムをいう。以下同じ。)の著作物について、受注者が従前から有していたものの著作権及び受注者がこの契約の履行中新たに作成したものの著作権は、受注者に留保されるものとする。ただし、発注者の要求又は指示に基づいて開発し、又は作成したものの著作権については、発注者に帰属するものとする。

２　納品物のうち、この契約の一部として受注者が提供したドキュメントの著作物に関する取扱いについて、受注者は、この契約に基づき発注者がソフトウェアを自ら電子計算機で実行するために必要な限度で発注者にこれらのドキュメントの利用を許諾するものとする。ただし、発注者の要求に基づいて作成したものの著作権は、発注者に帰属するものとする。

（検収）

第９条　受注者は、仕様書に定める納品物を頭書に定める契約期間内に発注者に提出し、その検収を受けなければならない。

２　受注者は、前項の検収に合格しないとき又は手直しを指示され、検収の結果を保留されたときは、発注者が指定する期日までに改善し、再度検収を受けなければならない。

（契約代金の支払い）

第１０条　受注者は、前条の検収に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

（事故等の報告）

第１１条　受注者は、この契約に基づく業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

２　受注者は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（契約内容の変更）

第１２条　発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、文書によりこれを定めるものとする。

（損害賠償）

第１３条　発注者又は受注者は、故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。

（発注者の監査権）

第１４条　発注者は、本業務について、本契約の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。ただし、実地検査を行うことが難しい場合であって、受注者が当該実地検査の項目について調査した結果を発注者に報告したときは、この限りでない。

２ 受注者は、発注者が監査等を行う場合、当該監査等に協力しなければならない。

３ 発注者は、監査等を行うときは、受注者に対し、あらかじめ通知するものとする。

４ 発注者は、監査等の結果、改善が必要であると認めるときは、受注者に対し、その改善を指示することができる。

５ 受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示への対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

６ 監査の対象事項及び方法の詳細については、別途協議の上定めるものとする。

（契約不適合責任）

第１５条　発注者は、この契約に基づく業務が契約の内容に適合していないと認められるとき(以下「契約不適合」という。)は、受注者に対して契約不適合の修正等による履行の追完を請求することができ、受注者は追完を行うものとする。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、当該契約不適合によってもこの契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要するときは、受注者は、前項の規定による追完義務を負わないものとする。

３　発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が契約の内容及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

４　受注者は、第９条第１項の規定による検収が完了した後(同条第２項の規定による再検収がなされた場合にあっては、当該再検収が完了した後)１年以内に発注者から当該契約不適合を通知された場合に限り、第１項及び第３項に規定する責任その他の契約不適合責任を負う。ただし、検収又は再検収が完了した時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかった場合、当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合又は当該検収によって発注者が当該不適合を発見することがその性質上合理的に期待できない場合は、この限りでない。

５　第１項及び第３項の規定は、当該契約不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における違約金等）

第１６条　受注者は、契約期間内にこの契約に基づく業務を履行することができないとき又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告があった場合、発注者は、相当と認められる期間の延長をすることができる。この場合において、履行遅延が受注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者は、契約金額について、遅延日数に応じ年２.５パーセントの割合で算定した額の違約金を受注者から徴収することができる。

（発注者の催告による解除権）

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の催告によらない解除権）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約の履行について、不正行為をしたとき。

（２）第２条第５項の規定により履行保証保険契約を締結した場合であって、当該保険期間の終期の日から起算して７日前の日までに新たな保険証券を発注者へ寄託しないとき又は当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであったとき。

（３）第３条の規定に違反したとき。

（４）受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５）この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）第１５条第１項に規定する契約不適合について、発注者が同項の規定により追完の請求をしたにもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合であって、この契約の目的を達することができないとき。

（７）契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。

（８）前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（９）受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（１０）破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき、又はそれらの申立てを受けたとき。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

３　第１項第６号に該当することによりこの契約を解除する場合であって、既に発注者が受注者に対して契約代金の一部又は全部を支払っていたときは、受注者は、支払済の契約代金を発注者に返還しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１９条　前２条の規定にかかわらず、発注者の責めに帰すべき事由により第１７条第１項第２号又は第１８条第１項第５号、第６号及び第８号に規定する場合に該当したときは、発注者は、第１７条第１項又は第１８条第１項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第２０条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の１００分の

１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

1. 第１７条第１項又は第１８条第１項の規定によりこの契約が解除された場合

（２）受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成１６年法律第７５号)の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の規定により選任された再生債務者等

（３）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の規定により選任された管財人

３　第１項の場合において、第２条第１項に掲げる保証を付している場合は、発注者は、当該保証をもって第１項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第２１条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項(独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。)。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治４０年法律第４５号)第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは同法第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第２条第１項に掲げる保証を付している場合は、発注者は、当該保証をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第２２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び次条において、「条例」という。)第２条第４号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において、「県条例」という。)第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が、条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められ、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第２条第１項に掲げる保証を付している場合は、発注者は、当該保証をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第２３条　受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第２４条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって、この契約に基づく業務を完了することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

２　前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、発注者と協議の上で決するものとする。

（談合その他不正行為による賠償の予定）

第２５条　受注者は、第２１条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１００分の１０に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）第２１条第１項第１号から第３号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法(昭和５７年公正取引委員会告示第１５号)第６項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

（２）第２１条第１項第４号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（環境配慮事項）

第２６条　受注者は、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行わなければならない。

（１）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（３）業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

（疑義等の解決）

第２７条　仕様書又はこの契約条項について、発注者と受注者の相互間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。